



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日 (金)
号外第 43 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (1) (政策法務課) 2
	鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令 (2) (〃) 3
	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (3) (〃) 5
	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (4) (人事企画課) 8
	職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令 (5) (〃) 10
	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (6) (福利厚生課) 12
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (7) (〃) 16
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (8) (〃) 21
	鳥取県資金の管理及び運用に関する規程の一部を改正する訓令 (9) (会計指導課) 26

訓 令

鳥取県訓令第 1 号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管理者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管理者	摘要
略					略				
6 会計管理者印 第1号	鳥 取 県 会 計 管 理 者 印	23ミリメートル平 方	<u>会計指導課長</u>		6 会計管理者印 第1号	鳥 取 県 会 計 管 理 者 印	23ミリメートル平 方	<u>会計局長</u>	
	第2号	管 会 鳥 理 取 者 取 印 計 県	23ミリメートル平 方	<u>会計指導課長</u>		縦書きの文書用	第2号	管 会 鳥 理 取 者 取 印 計 県	23ミリメートル平 方
6の2 会計管理者 事務代理者印 第1号	鳥 取 県 会 計 管 理 者 事 務 代 理 者 印	23ミリメートル平 方	<u>会計指導課長</u>		6の2 会計管理者 事務代理者印 第1号	鳥 取 県 会 計 管 理 者 事 務 代 理 者 印	23ミリメートル平 方	<u>会計局長</u>	
7 部長印 第1号	略				7 部長印 第1号	略			
	部 鳥 長 取 印 県	22ミリメートル平 方	政策法務課長	縦書きの文書用		部 鳥 長 取 印 県	22ミリメートル平 方	政策法務課長	縦書きの文書用
7の2 専用部長印 第1号	鳥 取 県 部 長 印 何 専 用	22ミリメートル平 方	主務課長 機関の長						
略					略				
12 機関の長印 第1号～第4号	略				12 機関の長印 第1号～第4号	略			
	鳥 取 県 何 所（機 関 名）長 印	50ミリメートル平 方	総合事務所福 祉保健局長	あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等に係る 施術所届出済証明 書に用いる焼印章		鳥 取 県 何 所（機 関 名）長 印	50ミリメートル平 方	総合事務所福 祉保健局長 東部福祉保健 事務所長	あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等に係る 施術所届出済証明 書に用いる焼印章
略					略				

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県訓令第2号

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令

鳥取県施行文書書式規程（昭和32年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(総則)</p> <p>第1条 知事の事務部局（鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号。以下「文書規程」という。）<u>第2条第1項第4号</u>に規定する知事の事務部局をいう。）における施行文書の書式は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(施行文書の番号)</p> <p>第3条 施行文書には次の各号によって番号を付けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 内訓、一般文書及び裁決書は、電子決裁等システム（文書規程第2条第1項第9号に規定する電子決裁等システムをいう。以下同じ。）を利用して取得した番号によること。ただし、電子メール等により施行される県の機関宛ての一般文書及び知事が別に定める一般文書については、番号を省略することができる。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>別表（第5条関係） 知事の事務部局の施行文書書式</p> <p>目次 略</p> <p>第1～第8 略</p> <p>第9 一般文書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"> <p>○ 略</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>○ <u>電子申請システム</u></p> <p><u>（文書規程第2条第1項第19号に規定する電子申請システムをいう。）により電子署名</u></p> <p><u>（文書規程第2条第1項第18号に規定する電</u></p> </td> </tr> </table>	略	<p>○ 略</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>○ <u>電子申請システム</u></p> <p><u>（文書規程第2条第1項第19号に規定する電子申請システムをいう。）により電子署名</u></p> <p><u>（文書規程第2条第1項第18号に規定する電</u></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 知事の事務部局（鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号。以下「文書規程」という。）<u>第2条第4号</u>に規定する知事の事務部局をいう。）における施行文書の書式は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(施行文書の番号)</p> <p>第3条 施行文書には次の各号によって番号を付けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 内訓、一般文書及び裁決書は、電子決裁等システム（文書規程第2条第9号に規定する電子決裁等システムをいう。以下同じ。）を利用して取得した番号によること。ただし、電子メール等により施行される県の機関宛ての一般文書及び知事が別に定める一般文書については、番号を省略することができる。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>別表（第5条関係） 知事の事務部局の施行文書書式</p> <p>目次 略</p> <p>第1～第8 略</p> <p>第9 一般文書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"> <p>○ 略</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> </td> </tr> </table>	略	<p>○ 略</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p>
略	<p>○ 略</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>○ <u>電子申請システム</u></p> <p><u>（文書規程第2条第1項第19号に規定する電子申請システムをいう。）により電子署名</u></p> <p><u>（文書規程第2条第1項第18号に規定する電</u></p>				
略	<p>○ 略</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p>				

	<p>子署名をいう。)を付 与して施行するもの は、左上余白部分に次 のとおり記載する。 署名団体：鳥取県 職責証明書を用いて電 子署名されています。</p>		
第10～第12 略		第10～第12 略	

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第 3 号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第 2 条第 2 項に規定する本庁（同規則第 6 条の表第 1 欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第 3 欄に掲げる<u>東部振興課</u>、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、<u>鳥取県立倉吉ハローワーク</u>、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第 2 条第 1 項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第 2 条第 3 項に規定する地方機関（総合事務所にあつては鳥取県行政組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる局（以下「局」という。）と、鳥取県総合事務所等設置条例第 6 条第 1 項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）、<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>第 2 条第 2 項の規定により設置された米子工事検査事務所及び特定機関をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 所属 本庁等に鳥取県行政組織規則第 6 条の規定により設置された課及び<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>第 2 条第 1 項の規定により設置された課並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 回議 起案文書について、起案した職員の上司（当該起案文書に係る鳥取県事務処理権限規則</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第 2 条第 2 項に規定する本庁（同規則第 6 条の表第 1 欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第 3 欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び<u>鳥取県会計管理者組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第 2 条第 1 項の規定により設置された局をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第 2 条第 3 項に規定する地方機関（総合事務所にあつては鳥取県行政組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる局（以下「局」という。）と、鳥取県総合事務所等設置条例第 6 条第 1 項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）、<u>鳥取県会計管理者組織規則</u>第 2 条第 2 項の規定により設置された米子工事検査事務所及び特定機関をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 所属 本庁等に鳥取県行政組織規則第 6 条の規定により設置された課及び<u>鳥取県会計管理者組織規則</u>第 2 条第 1 項の規定により設置された局並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 回議 起案文書について、起案した職員の上司（当該起案文書に係る鳥取県事務処理権限規則</p>

(平成8年鳥取県規則第32号)第2条第6号及び鳥取県会計管理局等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)第2条第6号に規定する正当決裁権者より上位の上司を除く。)の決裁又は確認を受けるための手続をいう。

(12) 略

(13) 決裁 鳥取県事務処理権限規則第2条第1号及び鳥取県会計管理局等事務決裁規則第2条第1号に規定する決裁をいう。

(14)～(17) 略

(18) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(19) 電子申請システム 電子情報処理組織(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号。以下「オンライン条例」という。)第3条第1項及び第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して申請等(オンライン条例第2条第1項第6号に規定する「申請等」をいう。)に係る文書の收受、処分通知等(オンライン条例第2条第1項第7号に規定する「処分通知等」をいう。)の作成、施行等を行う情報システムをいう。

2 略

(施行情報の確認)

第24条 略

2・3 略

4 起案した職員は、施行文書が電子申請システムにより電子署名を行って施行するものであるときは、前項の確認を受けた後、電子申請システムにより電子署名を行い、施行するものとする。

(組織の統廃合等に伴う引継ぎ)

第31条 略

2 略

3 簿冊を所管する所属の長は、権限の移譲等に伴い当該簿冊を実施機関以外の機関に引き継ぐときは、当該簿冊の写しを保管し、及び保存しなければならない。ただし、当該実施機関以外の機関において、当該簿冊の保存について実施機関における保存と同等以上の措置が講じられると政策法務課長が認める場合は、この限りでない。

(保存期間の延長)

(平成8年鳥取県規則第32号)第2条第6号及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)第2条第6号に規定する正当決裁権者より上位の上司を除く。)の決裁又は確認を受けるための手続をいう。

(12) 略

(13) 決裁 鳥取県事務処理権限規則第2条第1号及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則第2条第1号に規定する決裁をいう。

(14)～(17) 略

2 略

(施行情報の確認)

第24条 略

2・3 略

4 起案した職員は、施行文書が電子申請システムにより電子署名を行って施行するものであるときは、前項の確認を受けた後、電子申請システムにより電子署名を行い、施行するものとする。

(組織の統廃合等に伴う引継ぎ)

第31条 略

2 略

3 簿冊を所管する所属の長は、権限の移譲等に伴い当該簿冊を実施機関以外の機関に引き継ぐときは、当該簿冊の写しを保管し、及び保存しなければならない。

(保存期間の延長)

<p>第37条 所属の長は、<u>第35条第2項</u>に規定する場合のほか、保存されている簿冊について、事務又は事業の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において一定の期間を定めて、保存期間を延長するよう政策法務課長に申し出ることができる。</p>	<p>第37条 所属の長は、<u>第34条第2項</u>に規定する場合のほか、保存されている簿冊について、事務又は事業の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において一定の期間を定めて、保存期間を延長するよう政策法務課長に申し出ることができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）</p>	<p>別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）</p>
<p>1～4 略</p>	<p>1～4 略</p>
<p>5 1年未満保存</p>	<p>5 1年未満保存</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p><u>(3) 正本及び原本その他代替物が保存されている 文書の写し</u></p>	
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第31条第3項の改正規定は、平成30年3月30日から施行する。

鳥取県訓令第4号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

第1条 職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(兼務又は兼職の発令の特例)</p> <p>第3条 <u>総務部長が別に定める</u>職員は、現所属部課所に勤務を命ぜられたまま、又は現に有する職を保有したまま<u>総務部長が別に定める</u>所属部課所の兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2 前項の兼務を命ぜられた職員（<u>総務部長が別に定めるものを除く。</u>）であって次の各号に掲げるものは、それぞれに定める職の兼職を命ぜられたものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項又は前項に掲げる職員は、配置換その他の事由により<u>総務部長が別に定める</u>職員でなくなったときは、第1項の規定による兼務又は前項の規定による兼職が解かれたものとする。</p> <p>(任免の発令の形式)</p> <p>第4条 職員の任免の発令の形式は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p><u>別表</u>（第4条関係） 職員の任免の発令の形式 第1～第3 略 第4 特別職の職員（副知事、<u>教育長</u>、病院事業の管理者、監査委員、委員会の委員及び附属機関の委員に限る。）の場合 1～4 略 第5 略</p>	<p>(兼務又は兼職の発令の特例)</p> <p>第3条 <u>別表第1の左欄に掲げる</u>職員は、現所属部課所に勤務を命ぜられたまま、又は現に有する職を保有したまま<u>同表の右欄に掲げる</u>所属部課所の兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2 前項の兼務を命ぜられた職員（<u>中部福祉事務所、西部福祉事務所、鳥取保健所、倉吉保健所又は米子保健所の所属部課所の兼務を命ぜられたものを除く。</u>）であって次の各号に掲げるものは、それぞれに定める職の兼職を命ぜられたものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項又は前項に掲げる職員は、配置換その他の事由により<u>別表第1の左欄に掲げる</u>職員でなくなったときは、第1項の規定による兼務又は前項の規定による兼職が解かれたものとする。</p> <p>(任免の発令の形式)</p> <p>第4条 職員の任免の発令の形式は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p><u>別表第2</u>（第4条関係） 職員の任免の発令の形式 第1～第3 略 第4 特別職の職員（副知事、病院事業の管理者、監査委員、委員会の委員及び附属機関の委員に限る。）の場合 1～4 略 第5 略</p>

第2条 職員の任免発令規程の一部を次のように改正する。

別表第1を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第5号

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程（平成28年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号。以下「旅費条例」という。）<u>第29条及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例</u>（平成19年鳥取県条例第38号。以下「知事等給与条例」という。）第7条第2項の規定による職員の外国旅行の旅費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「職員」とは、旅費条例第1条に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）<u>及び知事等給与条例第1条に規定する職員</u>（以下「特別職の職員」という。）をいう。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別 教育長及</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>職 び教育委</td> </tr> <tr> <td>の 員会の委</td> <td></td> </tr> <tr> <td>員 員等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>員 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「教育委員会の委員等」とは、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及びあっせん員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公安委員会の委員並びに病院事業管理者をいう（以下同じ。）。</p>	区分	略	特 略		別 教育長及	略	職 び教育委	の 員会の委		員 員等		員 略		略		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号。以下「旅費条例」という。）第29条、<u>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例</u>（平成19年鳥取県条例第38号。以下「知事等給与条例」という。）第7条第2項<u>及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u>（昭和34年鳥取県条例第42号）<u>第4条</u>の規定による職員の外国旅行の旅費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「職員」とは、旅費条例第1条に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）<u>並びに知事等給与条例第1条に規定する職員及び教育長</u>（以下「特別職の職員」という。）をいう。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別 教育委員</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>職 会の委員</td> </tr> <tr> <td>の 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>員 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「教育委員会の委員等」とは、教育委員会の委員（<u>教育長を含む。</u>）、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及びあっせん員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公安委員会の委員並びに病院事業管理者をいう（以下同じ。）。</p>	区分	略	特 略		別 教育委員	略	職 会の委員	の 等		員 略		略	
区分	略																												
特 略																													
別 教育長及	略																												
職 び教育委																													
の 員会の委																													
員 員等																													
員 略																													
略																													
区分	略																												
特 略																													
別 教育委員	略																												
職 会の委員																													
の 等																													
員 略																													
略																													

2 「その他」とは、特別職の職員のうち、知事、副知事並びに教育長及び教育委員会の委員等を除く職員をいう（以下同じ。）。

3～7 略

別表第2（第4条関係）

区分	略
特 略	
別 教育長及	略
職 び教育委	
の 員会の委	
員 員等	
員 略	
略	

備考

1～3 略

別表第3（第4条関係）

区分	略
特 略	
別 教育長及	略
職 び教育委	
の 員会の委	
員 員等	
員 略	
略	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、改正後の職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の規定は適用せず、改正前の職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の規定は、なおその効力を有する。

2 「その他」とは、特別職の職員のうち、知事、副知事及び教育委員会の委員等を除く職員をいう（以下同じ。）。

3～7 略

別表第2（第4条関係）

区分	略
特 略	
別 教育委員	略
職 会の委員	
の 等	
員 略	
略	

備考

1～3 略

別表第3（第4条関係）

区分	略
特 略	
別 教育委員	略
職 会の委員	
の 等	
員 略	
略	

鳥取県訓令第6号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
1 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち庶務集中課に勤務する職員	作業服（上衣）	1	36		1 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課に勤務する職員	作業服（上衣）	1	36	
	作業服（ズボン）	2	48			作業服（ズボン）	2	48	
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48	
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48	
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60	
	布製短靴	1	36			布製短靴	1	36	
	長靴	1	24			長靴	1	24	
2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所又は県土整備事務所に勤務する職員	作業服（上衣）	2	36		2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所又は県土整備事務所に勤務する職員	作業服（上衣）	2	36	
	作業服（ズボン）	3	24			作業服（ズボン）	3	24	
	作業服（夏ズボン）	2	24			作業服（夏ズボン）	2	24	
	盛夏シャツ	2	24			盛夏シャツ	2	24	
	エンカ服	1	36			エンカ服	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36	
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36			ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36	
	雨合羽	1	12			雨合羽（ <u>上衣、ズボン及び頭巾</u> ）	1	12	
	長靴	2	24			長靴	2	24	
	安全靴	1	24			安全靴	1	24	
	防寒靴	1	36			防寒靴	1	36	
	ヘルメット	1	24			ヘルメット	1	24	
布製短靴	1	24		布製短靴	1	24			
3 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち	作業服（上衣）	2	36		3 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち	作業服（上衣）	2	36	
	作業服（ズボン）	2	36			作業服（ズボン）	2	36	

ち庶務集中課、総合事務所及び県土整備事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの	盛夏シャツ 盛夏ズボン ヤッケ 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 布製短靴 長靴 防寒靴	2 2 1 1 1 1 1 2 1	36 36 60 60 60 60 24 36 60	
4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち	作業服（上衣） 作業服（ズボン）	2 2	36 36	
ち庶務集中課、総合事務所及び県土整備事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの以外のもの	盛夏シャツ 盛夏ズボン ヤッケ 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 布製短靴 長靴 防寒靴	2 2 1 1 1 1 1 1 1	48 48 60 60 60 60 24 24 60	
5 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技手の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ 白衣 ジャンパー（上衣及び頭巾） 雨合羽 長靴 安全靴	2 3 2 1 1 1 2 1	48 24 48 36 36 24 12 36	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあつては、員数を2とする。 常時大家畜の飼育の業務に従事する職員に限る。
略				
7 現業職長及び農業技手の職務に従事する職員のうち	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ	2 2 2	48 24 48	
ち集中業務課、総合事務所及び県土整備事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの	盛夏シャツ 盛夏ズボン ヤッケ 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 布製短靴 長靴 防寒靴	2 2 1 1 1 1 1 2 1	36 36 60 60 60 60 24 36 60	
4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち	作業服（上衣） 作業服（ズボン）	2 2	36 36	
ち集中業務課、総合事務所及び県土整備事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの以外のもの	盛夏シャツ 盛夏ズボン ヤッケ 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 布製短靴 長靴 防寒靴	2 2 1 1 1 1 1 1 1	48 48 60 60 60 60 24 24 60	
5 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技手の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ 白衣 ジャンパー（上衣及び頭巾） 雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾） 長靴 安全靴	2 3 2 1 1 1 2 1	48 24 48 36 36 24 12 36	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあつては、員数を2とする。 常時大家畜の飼育の業務に従事する職員に限る。
略				
7 現業職長及び農業技手の職務に従事する職員のうち	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ	2 2 2	48 24 48	

する職員	防寒服	1	36	検査の業務に従事する職員に限る。	する職員	防寒服	1	36	検査の業務に従事する職員に限る。
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36	
	防寒靴	1	36			防寒靴	1	36	
	雨合羽	1	24			雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	24	
	岡足袋	2	12			岡足袋	2	12	
	長靴	1	12			長靴	1	12	
	白衣	2	24			白衣	2	24	
8 現業職長及び農業技手の職務に従事する職員のうち農業試験場に勤務する職員	作業服 (上衣)	2	48	検査の業務に従事する職員に限る。	8 現業職長及び農業技手の職務に従事する職員のうち農業試験場に勤務する職員	作業服 (上衣)	2	48	検査の業務に従事する職員に限る。
	作業服 (ズボン)	2	24			作業服 (ズボン)	2	24	
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48	
	エンカ服	1	36			エンカ服	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36	
	雨合羽	1	24			雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	24	
	岡足袋	2	12			岡足袋	2	12	
	長靴	1	12			長靴	1	12	
	田植え長靴	1	12			田植え長靴	1	12	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	
白衣	2	24	白衣	2	24				
9 現業職長及び農業技手の職務に従事する職員のうち園芸試験場に勤務する職員	作業服 (上衣)	2	36	検査の業務に従事する職員に限る。	9 現業職長及び農業技手の職務に従事する職員のうち園芸試験場に勤務する職員	作業服 (上衣)	2	36	検査の業務に従事する職員に限る。
	作業服 (ズボン)	3	24			作業服 (ズボン)	3	24	
	作業靴	1	12			作業靴	1	12	
	農業用日よけ帽	1	24			農業用日よけ帽	1	24	
	盛夏シャツ	3	36			盛夏シャツ	3	36	
	エンカ服	1	36			エンカ服	1	36	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36	
	防寒靴	1	36			防寒靴	1	36	
	防寒帽	1	36			防寒帽	1	36	
	ジャンパー (上衣及び頭巾)	1	36			ジャンパー (上衣及び頭巾)	1	36	
	雨合羽	1	24			雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	24	
	岡足袋	2	12			岡足袋	2	12	

	長靴	1	12			長靴	1	12	
	白衣	1	12	検査の業務に従事する職員に限る。		白衣	1	12	検査の業務に従事する職員に限る。
10 現業職長（林業に関する業務に係るものに限る。）及び林業技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48		10 現業職長（林業に関する業務に係るものに限る。）及び林業技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	
	作業服（ズボン）	2	48			作業服（ズボン）	2	48	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36	
	雨合羽	1	36			雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36	
	長靴	1	36			長靴	1	36	
	キャラバンシューズ	1	36			キャラバンシューズ	1	36	
	防寒靴	1	36			防寒靴	1	36	
略					略				

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第7号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	
東部 振興 課	常時庁舎管理 の業務に従事す る職員	作業服（上衣）	2	24						
		作業服（夏上衣）	2	24						
		作業服（ズボン）	2	24						
		布製短靴	1	24						
危機 対策 ・情 報課	無線業務に従 事する職員	作業服（上衣）	2	60	危機 対策 ・情 報課	無線業務に従 事する職員	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60	
		布製短靴	1	24			布製短靴	1	24	
略					略					
環境 立県 推進 課	常時現地で大 気の汚染及び悪 臭に関する調査 の業務に従事す る職員	作業服（上衣）	1	36		水・ 大気 環境 課	1 水環境保全 室の職員のうち 常時現地で 水質の汚濁に 関する調査の 業務に従事す る職員	作業服（上衣）	1	36
		作業服（夏上衣）	1	36			作業服（夏上衣）	1	36	
		作業服（ズボン）	1	36			作業服（ズボン）	1	36	
		布製短靴	1	12			長靴	1	36	
衛生 環境 研究	1 総務企画担 当の職員のうち 施設設備の	作業服（上衣）	2	60	衛生 環境 研究	1 総務担当の 職員のうち施 設設備の保守	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（夏上衣）	2	60		作業服（夏上衣）	2	60		
		作業服（ズボン）	2	36		作業服（ズボン）	2	36		
						安全靴	1	36		

所	保守の業務に従事する職員	長靴	1	36	所	の業務に従事する職員	長靴	1	36
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36
		防寒服	1	60			防寒服	1	60
		防寒ズボン	1	60			防寒ズボン	1	60
	2 総務企画担当の職員のうち、衛生技師及び主事の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		2 企画調整室の職員のうち、室長、研究員、衛生技師及び主事の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	36			作業服（ズボン）	2	36
		長靴	1	36			長靴	1	36
	3 水環境対策チーム、化学衛生室、保健衛生室及び大気・地球環境室の職員	白衣	2	12		3 保健衛生室及び化学衛生室の職員のうち、室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣	2	12
		作業服（上衣）	2	60			作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	12			作業服（ズボン）	2	12
長靴		1	36	長靴	1		36		
雨合羽		1	36	雨合羽	1		36		
防寒服		1	60	防寒服	1		60		
防寒ズボン	1	60	防寒ズボン	1	60				
4 水環境対策チーム、リサイクルチーム及び大気・地球環境室の職員のうち、室長、チーム長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣	2	12	4 水環境対策チーム、リサイクルチーム及び大気・地球環境室の職員のうち、室長、チーム長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣	2	12		
	作業服（上衣）	2	60		作業服（上衣）	2	60		
	作業服（夏上衣）	2	60		作業服（夏上衣）	2	60		
	作業服（ズボン）	2	12		作業服（ズボン）	2	12		
	長靴	1	36		長靴	1	36		
	雨合羽	1	36		雨合羽	1	36		
	防寒服	1	60		防寒服	1	60		
防寒ズボン	1	60	防寒ズボン	1	60				
略					略				
住まいまちづくり課	常時現地で建築及び開発の指導に関する業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	住まいまちづくり課	常時現地で建築及び開発の指導に関する業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36
水環境保全課	1 常時現地で水質の汚濁に関する調査の業務に従事する職員	長靴	1	36	水環境保全課	1 常時現地で水質の汚濁に関する調査の業務に従事する職員	長靴	1	36
		安全靴	1	36			安全靴	1	36
		作業服（上衣）	1	36			作業服（上衣）	1	36
		作業服（夏上衣）	1	36			作業服（夏上衣）	1	36
2 水道施設の立入検査の業務に従事する		作業服（ズボン）	1	36	2 水道施設の立入検査の業務に従事する		作業服（ズボン）	1	36
		作業服（上衣）	1	36			作業服（上衣）	1	36
		作業服（夏上衣）	1	36			作業服（夏上衣）	1	36

職員	安全靴	1	36
略			
東部	略		
県税	2 常時軽油引	作業服（上衣）	1 36
事務	取税の課税及	作業服（夏上衣）	1 36
所	び軽油の抜取	作業服（ズボン）	1 36
	り調査の業務	長靴	1 36
	に従事する職	防寒服	1 36
	員		
略			
西部	略		
県税	2 常時軽油引	作業服（上衣）	1 36
事務	取税の課税及	作業服（夏上衣）	1 36
所	び軽油の抜取	作業服（ズボン）	1 36
	り調査の業務	長靴	1 36
	に従事する職	防寒服	1 36
	員		
略			
精神	略		
保健	3 地域支援課	トレーニングシャ	2 60
福祉	の職員のうち	ツ	
セン	精神保健福祉	トレーニングパン	2 60
ター	士の職務に従	ツ	
	事する職員		

職員	安全靴	1	36
略			
東部	略		
県税	2 常時軽油引	作業服（上衣）	1 36
事務	取税の課税及	作業服（夏上衣）	1 36
所	び軽油の抜取	作業服（ズボン）	1 36
	り調査の業務	長靴	1 36
	に従事する職	防寒服	1 36
	員		
	3 常時庁舎管	作業服（上衣）	2 24
	理の業務に従	作業服（夏上衣）	2 24
	事する職員	作業服（ズボン）	2 24
		布製短靴	1 24
略			
西部	略		
県税	2 常時軽油引	作業服（上衣）	1 36
事務	取税の課税及	作業服（夏上衣）	1 36
所	び軽油の抜取	作業服（ズボン）	1 36
	り調査の業務	長靴	1 36
	に従事する職	防寒服	1 36
	員		
鳥取	1 健康支援課	白衣	2 36
保健	の職員（感染	作業服（上衣）	1 36
所	症対策又は疾	作業服（夏上衣）	1 36
	病対策の業務	作業服（ズボン）	1 36
	に従事する職		
	員に限る。）		
	2 健康支援課	作業服（上衣）	1 48
	の職員（医薬	作業服（夏上衣）	1 48
	業務を担当す	作業服（ズボン）	1 48
	る職員に限	作業服（夏ズボ	1 48
	る。）	ン）	
		長靴	1 36
略			
精神	略		
保健	3 地域支援課	トレーニングシャ	2 60
福祉	の職員のうち	ツ	
セン	精神保健福祉	トレーニングパン	2 60
ター	士の職務に従	ツ	
	事する職員		
東部	1 環境・循環	作業服（上衣）	2 48
生活	推進課の職員	作業服（夏上衣）	2 48
環境	並びに水道施	作業服（ズボン）	2 48
事務	設、一般廃棄	作業服（夏ズボ	1 48
所	物処理施設及	ン）	

	船おしどりに乗務する職員に限る。)					船おしどりに乗務する職員に限る。)					
	防寒靴（試験船おしどりに乗務する職員に限る。)	1	36			防寒靴（試験船おしどりに乗務する職員に限る。)	1	36			
略				略							
略				略							

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第8号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる<u>東部振興課</u>、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、<u>鳥取県立倉吉ハローワーク</u>、<u>鳥取県立米子ハローワーク</u>、<u>鳥取県立境港ハローワーク</u>及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）<u>、鳥取県会計管理局組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方機関等 地方機関、特定機関及び<u>鳥取県会計管理局組織規則</u>第2条第2項の規定により設置された工事検査事務所をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 部局（鳥取県行政組織条例第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する<u>会計管理局</u>及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>(衛生管理者)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、<u>鳥取県立米子ハローワーク</u>、<u>鳥取県立境港ハローワーク</u>及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）<u>、鳥取県会計管理者組織規則</u>（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方機関等 地方機関、特定機関及び<u>鳥取県会計管理者組織規則</u>第2条第2項の規定により設置された工事検査事務所をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 部局（鳥取県行政組織条例第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する<u>会計管理者</u>及び労働委員会事務局をいう。<u>次項及び第8条第2項</u>において同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>(衛生管理者)</p>

第7条 略

2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局職員支援課長（以下「職員支援課長」という。）が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3・4 略

（総括安全衛生管理者等の代理者）

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあっては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあっては部局の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあっては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

（産業医）

第9条 略

2 産業医は、職員支援課長が指名した者をもって充てる。

3 略

4 前項の代理者は、職員支援課長が指名した者をもって充てる。

（作業主任者）

第10条 略

2 作業主任者は、本庁にあっては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

（連絡協議会の組織）

第12条 略

2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は職員支援課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者の中から、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。

第7条 略

2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局福利厚生課長（以下「福利厚生課長」という。）が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3・4 略

（総括安全衛生管理者等の代理者）

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあっては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあっては部局の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあっては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

（産業医）

第9条 略

2 産業医は、福利厚生課長が指名した者をもって充てる。

3 略

4 前項の代理者は、福利厚生課長が指名した者をもって充てる。

（作業主任者）

第10条 略

2 作業主任者は、本庁にあっては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

（連絡協議会の組織）

第12条 略

2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者の中から、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。

3 略

(職域委員会)

第15条 略

2・3 略

4 衛生委員会は、会長及び委員24人以内をもって組織する。

5 衛生委員会の会長（以下この項において「会長」という。）は職員支援課長又は地方機関等の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下この項において「委員」という。）は次に掲げる者のうちから会長が指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数を職員団体の推薦を受けた者から指名し、本庁の委員にあつては、部局（労働委員会事務局を除く。）から各1人を指名するものとする。

(1)～(3) 略

6 前2項の規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、前項中「職員支援課長又は地方機関等の長」とあるのは「地方機関等の長」と、「安全推進者」とあるのは、「安全管理者」と、「衛生に関し経験を有する者」とあるのは、「安全に関し経験を有する者及び衛生に関し経験を有する者」と読み替えるものとする。

7 略

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

(1) 略

(2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として職員支援課長が指定するものに常時従事する職員

(3) 略

(4) 特別健康診断 伝染病疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度職員支援課長が指名する職員

2 略

(健康診断の実施の周知等)

第18条 職員支援課長は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を職員に周知させるものとする。

2 略

3 略

(職域委員会)

第15条 略

2・3 略

4 衛生委員会は、会長及び委員14人以内をもって組織する。

5 衛生委員会の会長（以下この項において「会長」という。）は福利厚生課長又は地方機関等の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下この項において「委員」という。）は次に掲げる者のうちから会長が指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数を職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

(1)～(3) 略

6 前2項の規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、前項中「福利厚生課長又は地方機関等の長」とあるのは「地方機関等の長」と、「安全推進者」とあるのは、「安全管理者」と、「衛生に関し経験を有する者」とあるのは、「安全に関し経験を有する者及び衛生に関し経験を有する者」と読み替えるものとする。

7 略

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

(1) 略

(2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として福利厚生課長が指定するものに常時従事する職員

(3) 略

(4) 特別健康診断 伝染病疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度福利厚生課長が指名する職員

2 略

(健康診断の実施の周知等)

第18条 福利厚生課長は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を職員に周知させるものとする。

2 略

<p>(健康診断を受けなかった者)</p> <p>第20条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかった者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を<u>職員支援課長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(健康診断を受けなかった者)</p> <p>第20条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかった者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を<u>福利厚生課長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(他で受けた健康診断)</p> <p>第21条 健康診断を受けるべき者が、当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該年度内に医師の診断書その他その結果を証明する書面を<u>職員支援課長</u>に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。</p>	<p>(他で受けた健康診断)</p> <p>第21条 健康診断を受けるべき者が、当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該年度内に医師の診断書その他その結果を証明する書面を<u>福利厚生課長</u>に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。</p>
<p>(健康診断の結果等の通知等)</p> <p>第22条 <u>職員支援課長</u>は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(健康診断の結果等の通知等)</p> <p>第22条 <u>福利厚生課長</u>は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(健康診断の結果の記録)</p> <p>第23条 <u>職員支援課長</u>は、健康診断の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。</p>	<p>(健康診断の結果の記録)</p> <p>第23条 <u>福利厚生課長</u>は、健康診断の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。</p>
<p>(健康管理区分の決定)</p> <p>第25条 総務部長は、健康診断及び面接指導の結果を鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により設置された<u>鳥取県職員健康管理審査会</u>（以下「審査会」という。）の審査に付し、その結果に基づいて、職員に適用する健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断又は面接指導の結果、健康に異常の所見がないと判断された職員に適用する健康管理区分について勤務面を通常勤務に、医療面を健康に決定される場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(健康管理区分の決定)</p> <p>第25条 総務部長は、健康診断及び面接指導の結果を鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された<u>鳥取県職員一般疾患健康管理審査会又は鳥取県職員精神疾患健康管理審査会</u>（以下単に「審査会」という。）の審査に付し、その結果に基づいて、職員に適用する健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断又は面接指導の結果、健康に異常の所見がないと判断された職員に適用する健康管理区分について勤務面を通常勤務に、医療面を健康に決定される場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>
<p>(審査会の組織)</p> <p>第31条 <u>審査会</u>は、<u>委員20人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 <u>審査会に次の各号に掲げる部会を置き、その所掌事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p>	<p>(審査会の組織)</p> <p>第31条 <u>鳥取県一般疾患健康管理審査会</u>は委員12人以内をもって、<u>鳥取県精神疾患健康管理審査会</u>は委員<u>8人以内</u>をもって、<u>それぞれ組織する。</u></p>

(1) 一般疾患部会 一般疾患に係る健康管理区分
の決定に関すること。

(2) 精神疾患部会 精神疾患に係る健康管理区分
の決定に関すること。

3 一般疾患部会に属すべき委員は12人以内、精神疾
患部会に属すべき委員は8人以内とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第 9 号

鳥取県資金の管理及び運用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県資金の管理及び運用に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県資金の管理及び運用に関する規程（平成28年鳥取県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資金管理運用計画の策定、管理及び修正)</p> <p>第 9 条 <u>会計管理者</u>は、毎年度、資金管理運用計画を策定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>会計管理者</u>は、年度の途中においても、資金の管理及び運用の状況を確認し、必要があると認めるときは、資金管理運用計画の修正を行うものとする。</p> <p>(基金の運用方法等)</p> <p>第10条 基金に属する現金の運用金額、運用方法及び運用期間は、<u>会計指導課長</u>が、基金を所管する課の長からの協議を受けて決定する。</p> <p>2 <u>会計指導課長</u>は、前項の決定に基づき基金に属する現金の運用を行うものとする。</p> <p>3 <u>会計指導課長</u>は、第 1 項の協議を受けた場合において、他の基金に属する現金と一括して運用することにより大きな運用益を見込むことができると認めるときは、それぞれの基金を所管する課と、一括して運用することについての調整を行うものとする。</p> <p>(資金の回収)</p> <p>第11条 <u>会計管理者</u>は、取引を行う金融機関の経営が著しく悪化し、破綻するおそれがあると認められる場合又は破綻した場合においては、金融商品の解約、売却その他の資金の回収に必要な措置をとるものとする。</p>	<p>(資金管理運用計画の策定、管理及び修正)</p> <p>第 9 条 <u>会計局長</u>は、毎年度、資金管理運用計画を策定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>会計局長</u>は、年度の途中においても、資金の管理及び運用の状況を確認し、必要があると認めるときは、資金管理運用計画の修正を行うものとする。</p> <p>(基金の運用方法等)</p> <p>第10条 基金に属する現金の運用金額、運用方法及び運用期間は、<u>会計局長</u>が、基金を所管する課の長からの協議を受けて決定する。</p> <p>2 <u>会計局長</u>は、前項の決定に基づき基金に属する現金の運用を行うものとする。</p> <p>3 <u>会計局長</u>は、第 1 項の協議を受けた場合において、他の基金に属する現金と一括して運用することにより大きな運用益を見込むことができると認めるときは、それぞれの基金を所管する課と、一括して運用することについての調整を行うものとする。</p> <p>(資金の回収)</p> <p>第11条 <u>会計局長</u>は、取引を行う金融機関の経営が著しく悪化し、破綻するおそれがあると認められる場合又は破綻した場合においては、金融商品の解約、売却その他の資金の回収に必要な措置をとるものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。